

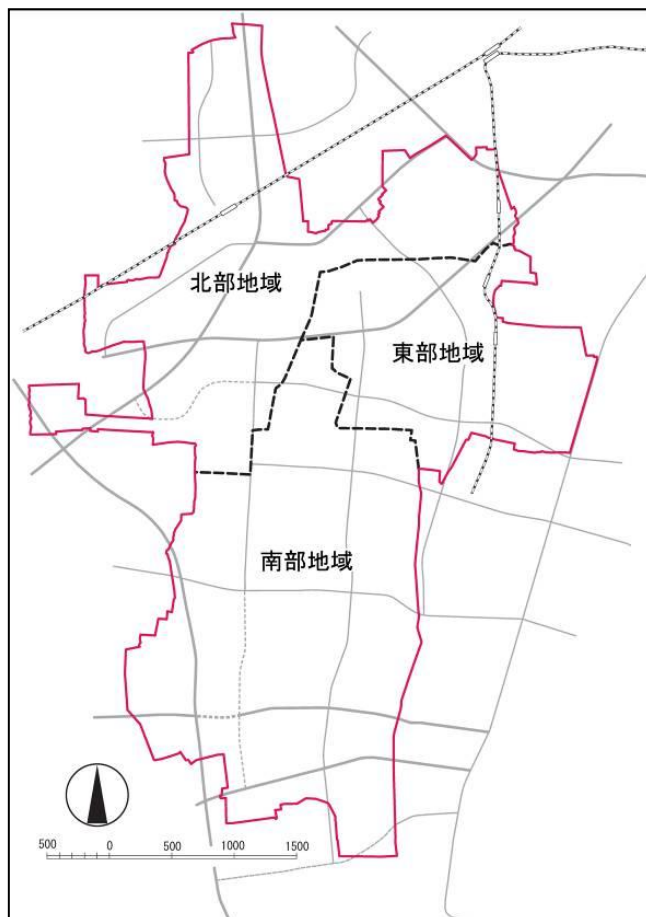
第1章 地域区分の設定など

1. 地域区分の設定

地域別構想は、第1部の全体構想に基づき、より具体的な都市づくりを行うため、本市を地域ごとに区分し、それぞれの地域づくりの基本的な方向を示すものです。

本都市計画マスタープランにおいては、各地区単位で配置されている公民館区（4地区）を基本に、地域の形成過程や性格などを重視して、以下の3つの地域に区分します。

- 東部地域：本市の中心として発展してきた地域であり、歴史的街並みなど昔ながら〔本町地区〕らの面影が残る地域を「東部地域」として設定します。
- 北部地域：国道8号や157号、JR北陸本線が地域内を通過し、広域交通体系〔押野地区・郷地区〕への近接性など、優れた立地特性を活かして開発が進展してきた地域を「北部地域」として設定します。
- 南部地域：土地区画整理事業や開発行為により市街地の外延化が進行した地域で、〔富奥地区〕市役所移転に伴う新市街地が形成されているが、一方で一団の農地が広がり、営農が展開されている地域を「南部地域」として設定します。



2. 土地利用の配置の考え方

地域別構想における土地利用の配置にあたっては、全体構想の土地利用ゾーニングをもとに、さらに細分化したブロックを設定し、各ブロックの特性を活かしたきめ細かな土地利用を誘導するものとします。

各ブロックの名称と概要は以下のとおりです。

全体構想における土地利用区分	地域別構想における土地利用区分	
	名称	概要
住宅地区	歴史的街並み共存ブロック	歴史的街並みの保全・活用を図る地区
	まちなか居住推進ブロック	まちなか定住を促進するための環境整備を図る住宅地区
	既存住宅ブロック	良好な居住環境の維持・形成を図る既存住宅地区
商業業務地区	賑わい商業・業務ブロック	商業・業務機能の向上と賑わいを創出する地区
沿道サービス地区	沿道サービス施設形成ブロック	幹線道路沿道という利便性を活かして、商業機能の充実を図る地区
工業業務地区	工業・流通ブロック	工業地、流通業務地としての土地利用を図る地区
農業地区	農業推進ブロック	農業の振興や保全などのための土地利用を図る地区
その他	魅力ある新市街地形成ブロック	特色ある計画的な整備により、健全な市街地形成を目指す地区
	多用途共存・調和ブロック	住宅と商業、工業の混在を許容し、居住と産業活動との調和を目指す地区
	学術拠点ブロック	大学を核としたコミュニティの形成を図る地区